

埼玉県自給飼料利用拡大対策事業実施要領

令和4年10月17日決裁

令和5年3月28日一部改正

令和5年9月22日一部改正

第1 目的

現在、輸入粗飼料価格の高騰により、県内の畜産農家の経営は非常に厳しいものとなっている。このため、激変緩和のための緊急措置として、飼料用機械、飼料作物優良品種の導入を促進することにより、自給飼料の利用拡大を図るとともに、畜産経営の安定に資することを目的とする。

なお、本事業の実施に関しては、この要領に定めるところによる。

第2 定義

1 飼料用機械

自給飼料の利用拡大に必要な以下の機械をいう。

- (1) 耕起・施肥・播種用機械
- (2) 刈取・集草用機械
- (3) 梱包・調製用機械
- (4) 粗飼料細断機
- (5) 飼料粉碎機・飼料攪拌機
- (6) その他知事が特に必要と認める機械

2 飼料作物優良品種

埼玉県飼料作物栽培基準（令和2年9月策定）に定める推奨品種又は知事が推奨品種に準ずるとして認める品種をいう。

第3 事業内容

この事業の種類、補助対象経費、採択要件、補助率については別表1のとおりとする。

第4 事業実施期間

事業実施期間は令和6年3月31日までとする。

第5 事業実施主体

以下の1、2のいずれかに該当する者をいう。

1 畜産経営者

令和6年度以降も営農を継続することが見込まれる県内の畜産業者をいう。

2 飼料生産集団

畜産経営者に供給する飼料の生産（受託生産を含む）を行う組織で、代表者の定めがあり、定款等組織及び運営についての規約を備え、令和6年度以降も生産を継続することが見込まれる者とする。

第6 事業実施の手続き

1 事業実施計画書の作成及び承認等

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第1号の事業実施計画承認申請書を、別に定める日までに知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)の申請書の内容を審査し、適切であると認められるときはこれを承認し、その旨を事業実施主体に通知するものとする。
- (3) 補助金の交付決定があった後に下記事項についての変更を行おうとする場合には、(1)の規定に準じ、あらかじめ事業変更計画承認申請書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
 - ア 事業の中止又は廃止
 - イ 事業実施主体の変更
 - ウ 事業費の30%を超える増減

2 事業の着手

事業の着手は原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。この場合、あらかじめ、その理由を明記した別紙様式第2号の交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

第7 県の補助

県は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、この事業に要する経費について補助するものとする。

第8 事業報告

1 成果報告等

事業実施主体は、事業実施年度の翌々年度の7月末までに、事業の成果について、別紙様式第3号により知事に提出しなければならない。

2 事業の遂行状況の報告

知事は、事業実施主体に対し、必要に応じて事業遂行状況について報告を求めることができるものとする。

第9 書類の提出先

事業実施主体が知事に提出する書類は、管轄の家畜保健衛生所長に提出するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月17日から施行する。

附 則

この要領の改正は、令和5年3月28日から施行し、令和4年10月17日以降に行う取組について適用する。

附 則

この要領の改正は、令和5年9月22日から施行し、令和5年3月28日以降に行う取り組みについて適用する。

別表 1

事業の種類	補助対象経費	採択要件	補助率
1 飼料用機械の導入	事業実施主体が飼料用機械の購入に要する経費	<p>①当該機械を用いて自給飼料作物の生産・利用拡大を図ること。</p> <p>②事業実施年度の翌年度において、導入機械による作物の生産・利用面積または利用量が、事業実施年度の前年度より拡大する計画があること。</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>ただし、1 台あたり 5 0 0 万円を限度とする。</p>
2 飼料作物優良品種の導入	事業実施主体が飼料作物優良品種の種子の購入に要する経費	<p>①当該種子を用いて事業実施主体が生産した飼料作物を県内で飼養されている家畜に給与すること。</p> <p>②作付拡大や、推奨品種への転換など、飼料増産を目的に使用すること。</p> <p>③以下の草種ごとの上限播種量を超える部分は補助対象外とする。</p> <p>イタリアンライグラス、オーチャードグラス、ローズグラス、とうもろこし、ソルガム：4. 0kg/10a 飼料用稲、飼料用米、ヒエ：5. 0kg/10a エンバク、ライムギ、大麦：10. 0kg/10a アルファルファ、ペレニア ルライグラス、クローバー：3. 0kg/10a 飼料かぶ：0. 3kg/10a</p>	<p>1 / 2 以内</p>

別紙様式第1号

埼玉県自給飼料利用拡大対策事業実施計画（変更）承認申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

住 所

氏名又は団体/法人
の名称・代表者氏名

埼玉県自給飼料利用拡大対策事業実施要領第6の1(1)（変更の場合は(3)）に基づき、
関係書類を添えて（変更）承認申請します。

記

1 経費の配分

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
1 飼料用機械の導入	円	円	円	
2 飼料作物優良品種の導入	円	円	円	
計	円	円	円	

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」を記入すること。

2 事業完了予定年月日
令和 年 月 日

3 添付資料

(1) 事業実施計画書

別紙様式第1号-2 飼料用機械の導入

別紙様式第1号-3 飼料作物優良品種の導入

(2) 飼料生産集団関係

別紙様式第1号-4 ※飼料生産集団が事業実施主体の場合に提出

(注) 事業計画の変更申請の場合は、変更承認申請前の数値等を（ ）書きで上段に、変更後の数値等を下段に記載すること。事業実施計画書も同様に記載すること。

別紙様式第1号-2 【飼料用機械の導入】 事業実施計画書

1 事業実施（変更）理由

2 事業内容

No.	機械区分 (注)	機械の名称	規格・規模等	数量	事業費 (税抜)	負担区分		自給飼料生産 利用面積（又は利用量）	
						補助金	その他	事業実施年度の 前年度	事業実施年度の 翌年度
1					円	円	円	a (ト)	a (ト)
2					円	円	円	a (ト)	a (ト)
計					円	円	円	a (ト)	a (ト)

(注) 機械区分：①耕起・施肥・播種用機械、②刈取・集草用機械、③梱包・調製用機械、④粗飼料細断機、
⑤飼料粉碎機、飼料攪拌機
⑥その他知事が特に必要と認める機械

3 自給飼料の供給先（該当にチェックし、必要事項を記入）

自家利用

譲渡（給与予定 畜種：_____ 農場所在地：_____）

4 添付資料

ア 機械のカタログ

イ 参考見積書

別紙様式第1号-3 【飼料作物優良品種の導入】 事業実施計画書

1 事業実施（変更）理由

2 事業内容

No.	草種	品種名	商品名	10a 当たりの 播種量 ③	作付 面積 ④	数量 ⑤ (③×④)	種子単価 (税抜) ⑥	事業費 (税抜) ⑤×⑥	負担区分	
									補助金	その他
1				kg/10a	a	kg	円/kg	円	円	/
2				kg/10a	a	kg	円/kg	円	円	
3				kg/10a	a	kg	円/kg	円	円	
				計			—	円	円	円

3 飼料増産計画

作付面積又は利用量の拡大 [事業実施年度の前年度の作付面積_____a(ト)]

→ 事業実施年度の翌年度の作付面積_____a(ト)]

奨励品種への転換 作付面積_____a

[事業実施年度の前年度の収量_____トン → 事業実施年度の翌年度の収量_____トン]

その他 (_____)

[事業実施年度の前年度の収量_____トン → 事業実施年度の翌年度の収量_____トン]

4 自給飼料の供給先（該当にチェックし、必要事項を記入）

自家利用

譲渡（給与予定 畜種：_____ 農場所在地：_____）

5 添付資料

ア 作付ほ場の場所、面積が確認できる資料（一覧表、地図等）

イ 品目、数量、金額を確認できる書類

別紙様式第1号-4 飼料生産集団関係

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	代表者名	所在地

2 飼料の供給計画の内容

記入例：
【A飼料生産集団】 飼料用稲 5ha の作付～栽培管理を実施。立毛で引渡し。
【供給先〇〇市△△牧場】 収穫・梱包・運搬を実施。飼養する肉牛に給与。

添付書類

- 1 事業実施主体の定款、規約等。
- 2 供給先との供給契約書の写し。

補助金交付決定前（着手）着工届

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住 所

氏名又は団体/法人
の名称・代表者氏名

埼玉県自給飼料利用拡大対策事業実施計画に基づく下記事業について、下記条件を了承の上、埼玉県自給飼料利用拡大対策事業実施要領第6の2の規定により補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

1 交付決定前着手を必要とする理由

2 事業内容

事業内容	事業費 (円)	着手予定年月日	完了予定年月日
1 飼料用機械の導入			
2 飼料作物優良品種の導入			

- 条件
- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
 - 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
 - 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

埼玉県自給飼料利用拡大対策事業成果報告書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住 所

氏名又は団体/法人
の名称・代表者氏名

埼玉県自給飼料利用拡大対策事業実施要領第8の1の規定に基づき、下記のとおり成果報告書を提出します。

記

1 飼料用機械の導入

自給飼料の 作付面積 (a) または利用量 (トン)		生産飼料 の供給先 畜種/氏名/農場住所	供給量 (トン)
事業実施年度の前年度	事業実施年度の翌年度		

2 飼料作物優良品種の導入

飼料作物優良品種の 作付面積 (a) または生産量 (トン)		生産飼料 の供給先 畜種/氏名/農場住所	供給量 (トン)
事業実施年度の前年度	事業実施年度の翌年度		

3 目標達成状況に対する自己評価

4 本年度以降の自給飼料利用拡大方針等